

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月1日(火)午後1時30分から午後2時19分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール

3. 出席委員 (25名)

会長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
	14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
	16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員 3番 氏原 邦弘

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

11番 清家 儀三郎 12番 竹葉 邦政

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について

報告第4号 農地原形変更届出書について

報告第5号 諸証明について

報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について

報告第7号 農地転用確認交付申請書について

報告第8号 農地法第4・5条許可について

(令和3年12月16日～令和4年1月14日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

- 議案第4号 宇和島農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員1名であります。
定足数に達しておりますので、令和4年2月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

こんにちは。寒い日が続いておりますが、皆様方全員ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナオミクロン株という事で、また市内でも発生者が多く出ております。そういう関係で本日は農業委員さんだけの出席という事にさせて頂きました。氏原委員につきましては、案件の説明がございますのでご出席を願っております。これがもっと酷くなれば以前のように関係者だけという風になるかもしれませんが、ご出席を頂きたいという風に思っております。

コロナウイルスにつきましては、またBA.2というオミクロン株の中でも変異型の亜種が出たとこればかりはもう止めようがない訳で早くワクチンを打って、3回目のワクチンを打って、少しでも抑えられるようにという事がある訳でございますが、打っていない方もいらっしゃるようございまして、まあ重症にならない、軽症で済むという事がそれに拍車をかけているのかなと思います。当地域におきましては高齢者が多い訳で、そういう意味でも若い方にも一生懸命打っていただきたいという風に思っております。

また、幼児につきましても打てるようなワクチンが出来た訳でございますが、これも

賛否両論ございましてどのようになるかは分かりません。一番には親御さんが判断する事になっておりますが、できれば打って頂きたいなと個人的には思う訳ですけれども、後遺症等々の関係もございまして、これも全然分からない物でございまして、どうなるかなという事に非常に危惧をしております。現在のように幼稚園や小学校、中学校、高校でも拡大しているという事でございまして、その点も十分注意しなければならないのかなという風に思っております。

昨年からです、このようなコロナの事で農業に対しましても非常に影響があるんじゃないかなという風に思っております。漁業と違いまして影響は少ないのかなと思っておりますけれども、これを機に農業を辞めようかなと、細々とやるのかなという方も出ているようでございます。

また補助事業の関係で償却が終わるまで貸借契約を結び直せという風な指導が行政の方からも出ておまして、また貸借契約で皆様方のお手間を取らす事もあるかと思っておりますが、ご協力をお願いしたいと思っております。

先般、農地の下限面積を下げた関係で、農業をやりたいという方も少しずつですが増えているという状況でございまして、この間農林課の方からもその指導的な受け入れをしていただけないかというような話もございました。そうやって少しでも、他所からでも構いません農業に従事していく方々が増えればと思います。

このように飲食業が厳しい中で、農業は食を支えるという面の機能に対しまして熱い視線が注がれています、一ついい面かなという風に思っております。またそういう面でもですね、皆様方が色々な面でご指導いただきますようお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に清家委員、竹葉委員を指名いたします。

まず報告第1号から第8号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(報告第1号から第8号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第8号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

91番について報告いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんですが、□□□□さんは少し年齢的にはいかれているのですけれども、経営の拡大という事で隣接地を買い求められたという風な状況でございます。何ら問題はないと思います。

《黒田委員》

続きまして92番でございますが、これは〇〇〇〇さんが△△△△さんから所有権移転する訳ですけれども、通作距離上は若干超えていても今の道路事情からいけば何ら問題はないと思います。

《富永委員》

93番について説明します。〇〇〇〇さんから△△△△さんへ譲渡されたものですので問題はないと思います。

《小清水委員》

94番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△でございます。個人の土地を会社の方に貸し出すという形でございます。以上、何ら問題ないと思います。

《土居喜三郎委員》

95番について説明いたします。親子間の使用貸借権設定の事案です。熱心にミカン作りされており何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

96番、〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが所有権移転という事でございます。熱心な方で何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。5番の案件につきましては、27日に会長始め事務局の皆さんと現地確認をして参りました。見てのとおりちょっと老朽化が進んだ物件であります。本人の意向により農地の転用となります。また増築をして入り口は広いのですが、奥に行く所が唯一せっていて、その奥の土地を有効利用できていないというのが現状かなと思いました。土地の形状に対しても段差等があり、中々使いづらいかないと思いました。という事で今回、奥行きまで有効利用できるよという事で申請を挙げられたようです。始末書の方も提出されており、何ら問題ないかと思われます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

31番の件について報告させていただきます。〇〇〇〇さんはこの方は親子関係にあります。今度、住宅を新築して倉庫も建てたいという事で申請がありました。何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

32番でございます。これは〇〇〇〇さん、理容業をやっている方が△△△△さんという方から土地を譲り受けて埋め立てて駐車場にしたいという事でございまして、私の所にも相談があつて私も現地確認をしました。その後、1月27日に会長や事務局の方も現地確認をいたしております。周辺は高速道路に接道する県道がございしますが、その辺りは宅地化が進んでいる所であり、この◇◇◇◇はすぐ裏が河川堤防になっております。河川堤防と□□□□さんの店舗とに挟まれている比較的低い所にある訳でございますが、これを転用する事については何ら問題ないと考えております。

《氏原委員》

33番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて造成をして、□□□□に賃貸して生活設計の安定を計りたいと言っております。賃借人の◇◇◇◇は、有料老人ホームを建築するという申請であります。この案件については1月27日に会長始め関係者にて現地調査を行っております。

先程、事務局から説明がありましたが、別に問題ないと思います。

《竹葉委員》

34番についてご説明を申し上げます。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の△△△△さんは親子関係でございます。この度、□□□□さんが自己住宅を建築したいという事で申請を上げられています。現地につきましては27日に会長始め事務局の皆様と確認の方をして参りました。周りは住宅に囲まれてまして、他の農地に影響する事は

ほぼないかと思ひます。ただ一点砂利を入口の所に敷かれておりまして、始末書の方は提出されておりますので問題ないかと思ひます。

続きまして35番について説明申し上げます。この案件につきましては国道の西側に面している土地でございまして、昨年も承認はされております。今回も確認した所、別段変わった所はないので何ら問題ないと思ひます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

まず番号33番についてのご審議を頂きたいと思ひます。

どなたかご意見はございせんか。

《黒田委員》

はい。質問なのですが、先程事務局が示されました異議申立書、その後段の部分、人の命を預かる施設うんぬんから差し止めを申し立てます。までですが、この施設建設の差し止めを申し立てますという事は、農業委員会の権限に属する事なのかどうか、それから名宛人が農業委員会になっているけれども、これは本来筋違いじゃないかと思ひますが、農業委員会が建設の差し止めを権限によって指導するような事ができるのかどうかという事、そもそも転用を可とするか、非とするかが私共の守備範囲であって、そこから先の建設の差し止めは別の法律に基づいてこの異議申立書を出されている方がなさるのが筋ではないか、委員会がこういう事を左右する権限はないんじゃないかと思ひます。転用をするかどうかだけで、そこまでの事しか私はタッチしない方が良いのではないかという気がするのですが。

《 会 長 》

事務局お願いします。

《今西次長》

はい。失礼いたします。事務局の判断としてはですね、今回の転用事業は老人ホーム用地造成で転用事業完了となります。ただ後の事業計画は老人ホームという事で、老人ホームの施設が建つよと説明はしております。建設差し止めの権限は農業委員会にはないと思ひます。

《黒田委員》

そもそも権限はない守備範囲の外にある事について、当委員会に申立てを出されている。それをここで審議してうんぬんする事自体が本来筋違いじゃないかと、本来は別の所に申立てて頂きたいという風なお願いをしても構わない位の事じゃないかと思うのですが、何でこんな事を言うのかと申しますと、この先でもこういうデリケートな問題が出てくるかもしれませんが、転用許可基準以外の事について水害との関連において水害がどの程度差し迫った危険であるのか、どの程度の被害が起こるのかという事まで、農業委員会が判断せんといけなくなってしまうので、それはあまり良い事ではないか

と、だからこれをあくまで申立書として農業委員会宛に建設への差し止めを申しております。こういう事はうちで否決もできないし、可決もできない。そもそもうちの審議案件にならないんじゃないかと思えます。今後の事もあるので、そういう風な直接議案に関係ないかもしれませんが、そもそも関係がない事であると思えます。

《 会 長 》

はい。ありがとうございました。

私も同じ意見で、現地調査を行っている時に申立てを出すと□□□□の方からお話がありまして、今聞きますと事務所は平成28年に建てておりますが倉庫の方は令和2年という事で、これ災害の後に自分がまた建てている訳ですよ、そういう事もあって言いよる事と自分がやりよる事は違うじゃないかという事もありますし、今、黒田委員が言われたようにハッキリとこれはうちの所管じゃありませんよと、まあいえば住宅建築課、県の指導があって建てたらいけませんという指導があるならそれはそれで構いませんけども、うちとは関係のない事だという風に私も思っております。

他の委員さんいかがでしょうか。

ご異議ございませんか。

《松本委員》

これは本当に問題外というか、ちょっと方向が違うと思えますので、やっぱり会長が言われたようにここは違うんでという形の方法を取られる方が良いのではないかと私は思います。以上です。

《 会 長 》

ありがとうございました。

大島委員さんご助言をお願いします。

《大島委員》

まず異議申立書なのですが、名称は異議申立書となっておりますけれども、まず何ら処分がされたものでもないのです、名称の問題もあるのですが、あくまで取り扱ったとしても参考資料が出された程度という風なものかと思えます。

文面を見ますと農地法5条許可申請について情報提供をするという位置づけですので、異議申し立てとか審査請求とかそういうものではそもそもない。というものにはなると思えますので、私としては取扱わないという当委員会の決定には何ら問題はないものという風にご意見させていただきます。

《 会 長 》

はい。ありがとうございました。

それではただ今皆さんのご意見をまとめて回答したいと思います。

よろしいでしょうか。

(意 見 な し)

それでは審議を続けたいと思います。

31番から35番でご意見がある方はお願いいたします。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたし
ます。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農振整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律
第13条第2項の変更の要件を満たしており、今回の変更はやむを得ないと事務局では
考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《今西委員》

失礼します。申請者の〇〇〇〇さんは、父親の所有の田を譲り受けて住宅用地にす
るために、農用地区域からの除外を行うという申請でございます。

この案件につきましては、1月27日に会長始め関係者と現地調査を行っておりま
す。申請地は周辺の農地に影響を及ぼす事なく、変更要件も満たしている事を確認い
たしております。従いまして、農用地区域から除外する事に問題ないと思います。

以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号宇和島農業振興地域整備計画の変更について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第4号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

はい。失礼します。308番、309番についてご説明いたします。

この二つの案件とも更新でございます。〇〇〇〇さん、若手の農家で一生懸命農作業に励んでおられます。持ち主の御二方とも遠方に住まわれており、中々農地の管理ができないという事で、今後とも△△△△君が作るという事で何ら問題ないと思いません。

《富永委員》

310番について説明します。利用計画の更新でございます。〇〇〇〇さんは6年程前からちょっと体を悪くしております。代わりに△△△△さんが耕作されているのですが、健康でまあ別段問題ないと思えます。

《黒田委員》

311番と312番についてご説明申し上げます。

311番の田につきましては更新でございます。これは何ら問題ありません。

312番につきましては、ここにありますように88歳とご高齢になられた〇〇〇〇さんが、同じ集落の△△△△さんにお貸しするものでございます。新規ではございますが、これについても何ら問題はないという事でございます。

《今西委員》

313番の利用権設定をされる〇〇〇〇さんは、申請地が離れた行政区にあり管理が困難であるという事で、新規の耕作者を探しておられました。△△△△さんが耕作をされるという事になりました。□□□□さんにつきましては75歳ではありますけれども、常時雇用者を1名とアルバイトも雇用され、農業に大変熱心に取り組んでおられます。従いまして利用権設定をされる事に問題はありません。

《黒田委員》

314番について説明申し上げます。これにつきましては利用権を設定する方の〇〇〇〇という集落は、△△△△という集落と隣接している所でございます。その□□□□という所のほとんどの土地を耕している◇◇◇◇が〇〇〇〇地区内にあります。74番の利用権設定をして耕すという事になりまして、また更新でもあり何ら問題ないと考えております。

《赤松利彦委員》

315番、〇〇〇〇さんの農地を△△△△さんが耕作されるという事で、大変熱心な方で問題はないと思います。

《赤松俊雄委員》

316番、317番の説明をします。〇〇〇〇さんから△△△△さん。この人は親子で熱心にやられており更新ですので別に問題ないと思います。

317番、□□□□さんから◇◇◇◇さん。これも親子で熱心にミカン作りをやっておられます。更新ですので別に問題はないです。以上です。

《小清水委員》

318番、319番についてご説明申し上げます。

318番につきましては、〇〇〇〇さんから△△△△が耕作するという事で、□□□□さんは高齢でございまして、これまでも◇◇◇◇が耕作をしておりました。更新でございます。何ら問題はないかと思っております。

319番につきましては、〇〇〇〇さんがお亡くなりになられまして、息子さんが相続人になった訳でございますが、△△△△が新規で耕作をするという事で何ら問題ないという風に考えております。以上です。

《上田委員》

320番の報告をさせていただきます。〇〇〇〇さんの息子さんは農業をされていないという事で、△△△△さんが借り受けて耕作するという事で何ら問題ないと思います。

《小清水委員》

24番についてご説明申し上げます。この土地は〇〇〇〇の先進型の土地でござい

ます。△△△△さんの〇〇〇〇さんはもうお亡くなりになっておられますが、その方が、県が先進型の所にハウスを建てまして、そのハウスを借りて野菜の栽培しておりました。お亡くなりになった後、□□□□さんがトマトを栽培していた訳でございます。今回、この土地を買いきたいという事でございます、私の方にも◇◇◇◇さんから相談がございまして、当時この先進型の土地は1反60万円の協力金を払って土地を買い戻したという経緯がございます。その中でもう土地を放棄するという方につきましては、当時反110万円で売買されたという経緯がございました。それで60万円から110万円の内で金額を決めたら良いわいという事でご相談に乗っておりました。今回反当100万円という事で話が整いまして売買という事でございます。〇〇〇〇さんも熱心に野菜の方もやられておりまして何ら問題ないという風に思っております。

《赤松利彦委員》

25番、〇〇〇〇さんが高齢のため△△△△さんに農地を所有権移転という事がございます。熱心な方で問題はないと思います。

《谷本委員》

26番について説明いたします。〇〇〇〇君は親戚であります△△△△さんの体調が悪いという事で、所有権移転で□□□□君が購入するようになったという事です。熱心に農業をされておられますので何ら問題ないと思われれます。以上です。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

他に意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和4年2月定例総会の議案を終了いたします。